

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校・中学校・高等学校における一斉臨時休業について（通知）

令和2年4月21日

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業について

令和2年4月16日（木）、鹿児島県を含む40都道府県に緊急事態宣言が発令されました。市教育委員会の通知を踏まえ、本校では下記の要領で臨時休業を行うことになりました。

1 期間

令和2年4月22日（水）～5月6日（水）

2 連絡体制について

学校からの連絡等につきましては、随時、安全安心メールでお知らせする予定です。行事等の変更に関しても対応が決まり次第お知らせいたします。

3 休業期間における過ごし方について

- ① 感染拡大防止のため、人の集まる場所への外出を避け、基本的に自宅で過ごすとともに、週休日及び大型連休中の不要不急の外出は控えてください。また、御自宅においても、規則正しい生活を心がけ、咳エチケットや手洗い等を励行し、基本的な感染症対策を行うようお願いいたします。
- ② 日常の生活リズムの持続に心掛け、健康管理のための適度な運動に努めるよう御指導ください。
- ③ メディア視聴、ゲームやSNS通信に過度に依存することのないように各家庭での見守りをお願いします。

4 休業中の学習課題について

休業期間の家庭学習の課題等については、各担任より指示がありますので計画的に進めてください。

5 その他

小学校1年生から3年生の児童・特別支援学級に在籍し自宅で過ごすことの難しい児童の受け入れや、子供さんのことでお困りのことがありましたら学校へ御相談ください。また、児童及び家族の罹患、事故等がある場合には、学校または担任へ御連絡ください。